

## 令和元年第 6 回中津川市議会（定例会）

### 提出予定議案（その 2）

令和元年第 6 回中津川市議会（定例会）に、条例 1 件、補正予算 8 件、合計 9 件の議案（その 2）を提出します。

#### （条 例）

#### 1、中津川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

人事院勧告に基づき、令和元年度における民間給与との較差等に基づく給与改定を行うため、改正する。

##### ①中津川市職員の給与に関する条例の一部改正

###### （1）給料表を改正する。

- ・ 30 歳代半ばまでの職員が在職する号給についての改定。
- ・ 大卒初任給を 1,500 円、平均で 0.2% の引き上げ。

###### （2）住居手当の額を改正する。

- ・ 支給対象となる家賃額の下限を 12,000 円⇒16,000 円とする。
- ・ 手当額の上限を 1,000 円引き上げる。

###### （3）職員のボーナスの支給月数を年間 4.45 月分⇒4.50 月分とする。

###### （4）扶養手当の額を改定する。

- ・ 医療職給料表（一）4 級以上の職員について、子ども以外の扶養手当の額を、減額改定に伴う経過措置の終了により 0 とする。

##### ②中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

###### （1）特定任期付職員（高度な専門知識を有する者）の給料表を改正する。

- ・ 1 号給のみ月額 1,000 円引き上げる。

###### （2）特定任期付職員のボーナスを年間 3.35 月分⇒3.40 月分とする。

※ 対象職員なし。一般任期付職員は、正規職員の例による。

##### ③中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正

- ・ 議員のボーナスを年間 0.05 月分、引き上げる。

※ 特別職のボーナスについては据え置く。

##### ④施行期日

- ・ 公布の日（平成 31 年 4 月 1 日から適用する。）

給料表の改定、期末勤勉手当の改定（12 月賞与の引き上げ）

- ・ 令和 2 年 4 月 1 日

期末勤勉手当の改定、住居手当の改定、扶養手当の改定

(補正予算)

- 1 令和元年度中津川市一般会計補正予算
- 2     "         国民健康保険事業会計補正予算
- 3     "         下水道事業会計補正予算
- 4     "         農業集落排水事業会計補正予算
- 5     "         特定環境保全公共下水道事業会計補正予算
- 6     "         介護保険事業会計補正予算
- 7     "         水道事業会計補正予算
- 8     "         病院事業会計補正予算

お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：石原  
電話：0573-66-1111（内線 442）